

Weekly Report

第654号
令和4年6月20日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

通常国会で4月以降に成立した主な改正法等

閉会した第208回通常国会において、4月以降に成立した主な改正法等は次のとおりです。

◎経済安全保障推進法…… * 国民生活・経済活動に甚大な影響のある重要な物資(半導体や医薬品など)の安定供給を確保する措置を整備、* サイバー攻撃等に備え基幹インフラ(電気・ガス・水道等)が導入する重要設備を事前に審査する、など。

◎消費者契約法等の改正…… * 契約を取り消すことができる不当な勧誘行為に、「勧誘することを告げずに退去困難な場所へ同行し勧誘」や「威迫する言動を交え、相談の連絡を妨害」などを追加、* 解約料の算定根拠の概要説明や、契約の解除に必要な情報提供等を事業者の努力義務に追加、など。

◎民事訴訟法等の改正…… * 訴状等のオンライン提出や訴訟記録の電子化、ウェブ会議を活用した口頭弁論など民事裁判手続のIT化、* 当事者の申出により一定期間内に審理を終えて判決の言渡

しをする「法定審理期間訴訟手続」の創設、など。

◎民法等の改正…… * 懲役及び禁錮を廃止して「拘禁刑」を創設、* インターネット上の誹謗中傷対策のため侮辱罪の法定刑を上げる、など。

◎道路交通法の改正…… * 電動キックボード等を「特定小型原動機付自転車」とし、運転免許不要でヘルメット着用は努力義務とする(16歳未満は運転禁止) * 運転免許に係る情報をマイナンバーカードに記録できるようにする、など。

◎建築物省エネ法等の改正…… 全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付ける、など。

◎旅券法の改正…… 一般旅券の発給申請、紛失・焼失の届出等をオンライン化する、など。

令和3年度における査察調査(マルサ)

査察調査は一般の税務調査とは異なり、大口・悪質な脱税者に対して、国税査察官(いわゆるマルサ)が刑事責任を追及する特別な調査です。

国税庁が公表した「令和3年度査察白書」によると、令和3年度に処理した事案は103件で、脱税額の総額は約102億円(1件あたり9900万円)でした。そのうち検察庁に告発した件数は75件(告発率72.8%)となっています。

なお、告発した事案には、架空の課税仕入れを装う方法で控除対象仕入税額を過大に計上した消費税の不正受還付事案や、内容虚偽の帳簿を作成するなどの方法で所得を秘匿した無申告ほ脱事案などがあります。

国税に関する処分に不服がある場合

税務署長等が行った国税に関する処分に不服がある場合は、税務署長等に対する「再調査の請求」や、国税不服審判所長に対する「審査請求」により処分の取消しや変更を求めることができます(なお不服がある場合は裁判所に「訴訟」を提起)。

令和3年度に処理された「再調査の請求」のうち、納税者の主張が一部でも受け入れられた割合は6.9%(1198件のうち83件)でした。また、「審査請求」については、13.0%(2282件のうち297件)となっています。